

# 民事信託(家族信託)

～ 正しく使えば思いが叶う ～

名古屋税理士会  
昭和支部

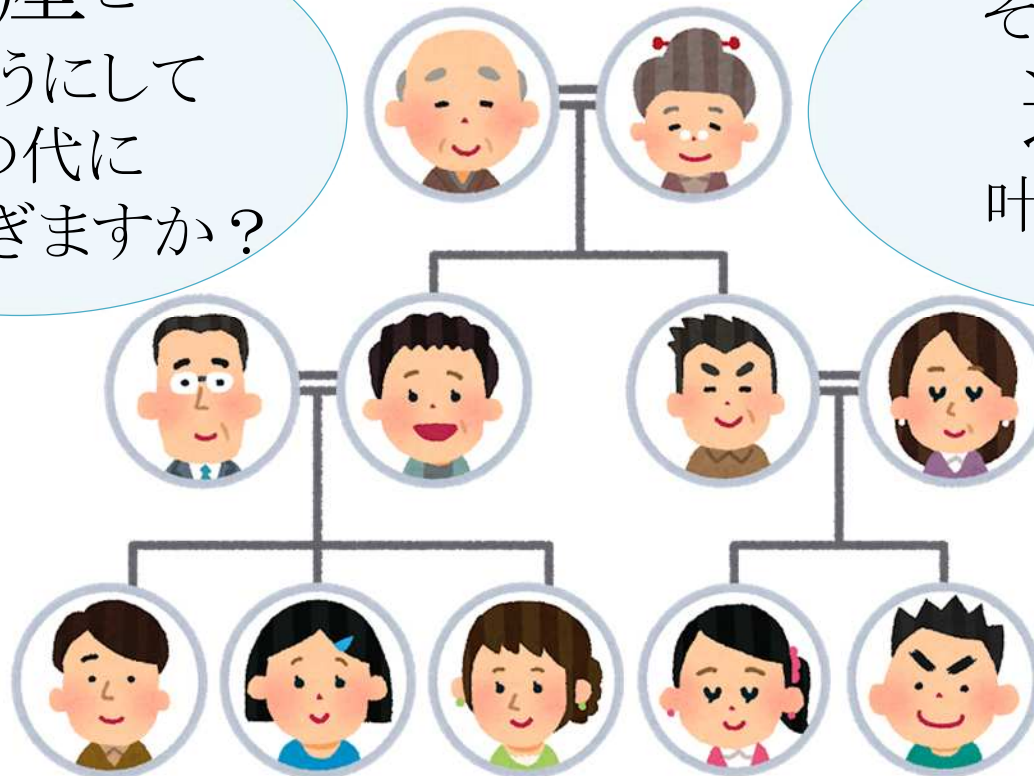
令和4年12月9日

 税理士法人なでしこ 税理士 笹田 淳

# はじめに

財産を  
どのようにして  
次の代に  
引き継ぎますか？

その想いは  
遺言で  
叶いますか？



複雑な想いは複雑な信託で叶えましょう

# 次の代への思い

残した遺産を  
有効・有意義に  
使ってほしい

財産だけでなく、  
「家」そのものを  
守ってほしい

決して争いは  
起こしてほしくない

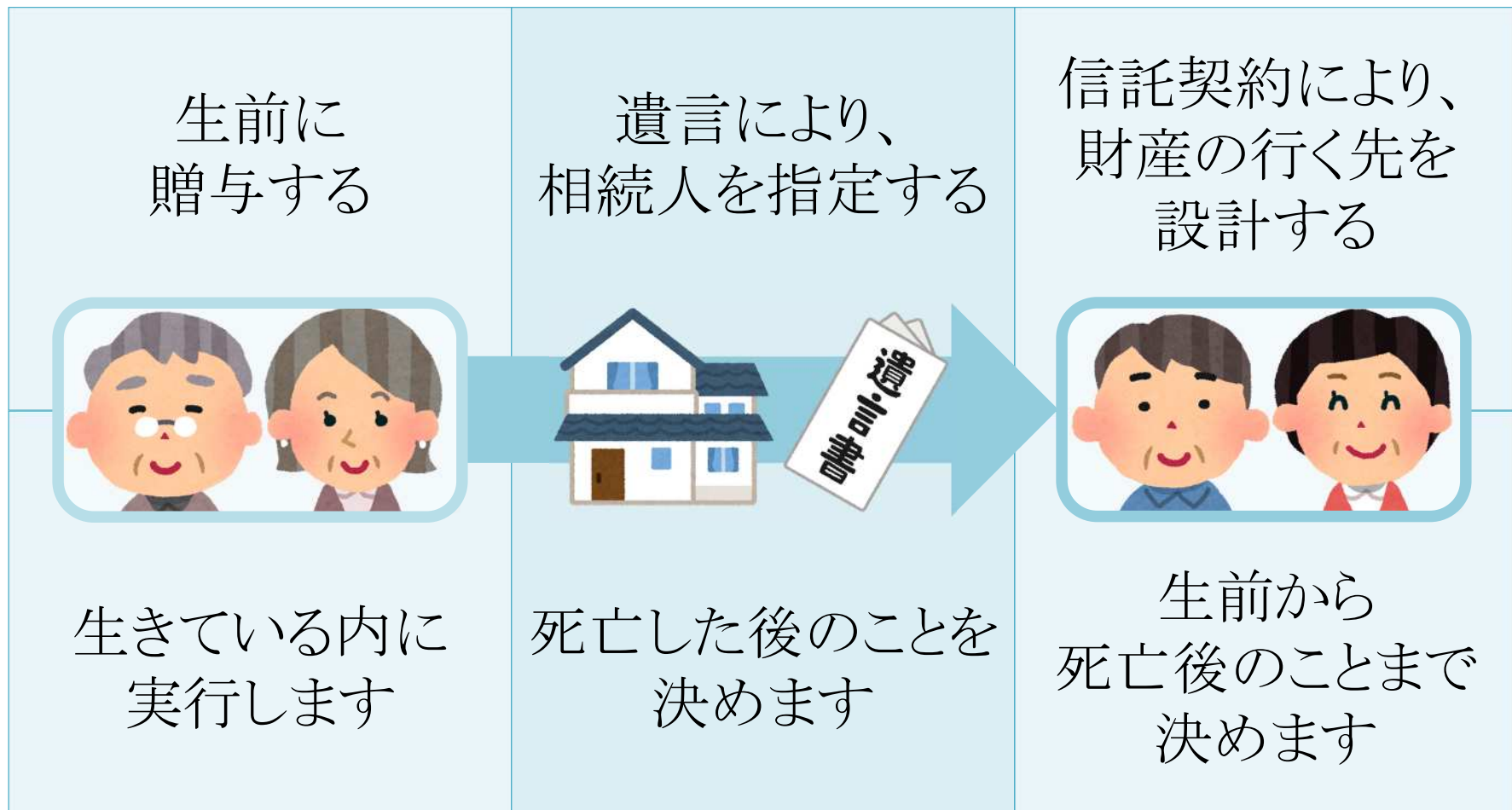
「たわけもの」に  
ならないように

孫の代まで  
引き継いで  
いってほしい

財産は  
先祖からの  
あずかりものである



# 財産を残すための方法



# 生前の注意点

認知症という病気になると法律行為ができません。



- 遺言を書くこともできません。
- 信託契約もできません。
- 贈与や財産の管理・処分行為もできません。

成年後見人が就任すると

財産に非常に厳しい制約を受けます。



# 遺言とは

自分が生涯をかけて築き、  
かつ守ってきた大切な財産を、  
最も有効・有意義に活用してもらうために行う、  
遺言者の意思表示です。

(日本公証人連合会より)

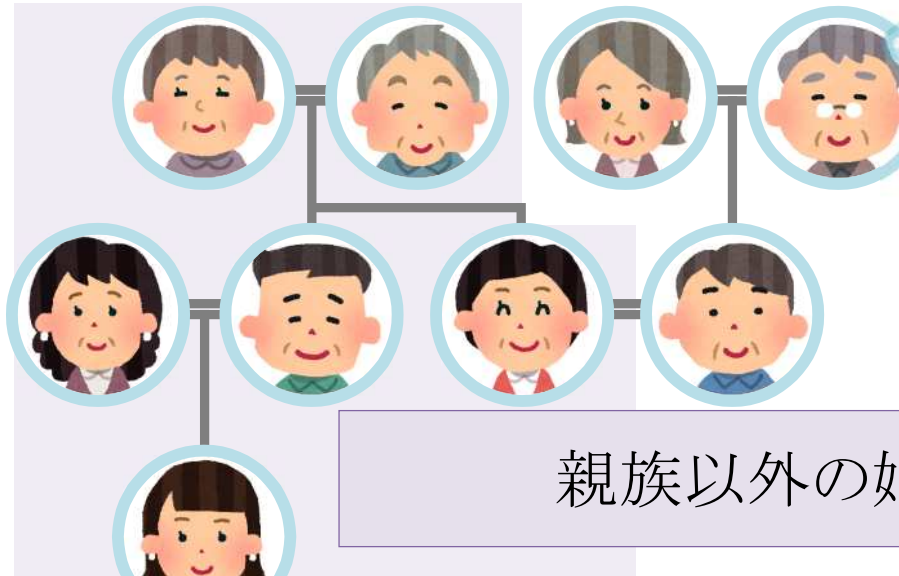


民法第960条から1027条に規定されています。

遺言は、この法律に定める方式に従わなければ、  
することができない。(第960条)

# 遺言では解決しない問題 ①

子供のいない相続人に対する思い



相続人である子に  
財産を渡すことはいいが、  
その相続人が死んだ時が  
心配だ

親族以外の姻族に財産が渡ってしまう

遺言では次の代まで財産を縛ることができない

## 遺言では解決しない問題 ②

障がいがある子供が心配だ



意思能力がなければ成年後見人をつけます。

財産に非常に厳しい制約を受けます。





# 信託とは

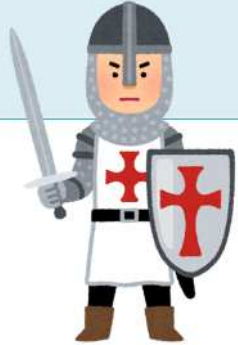
「信」じて「託」す、ことです。

財産を『点』ではなく『線』のように  
つなげて承継することを可能にします。



平成18年の信託法改正により身近なものになりました。

# 信託の歴史

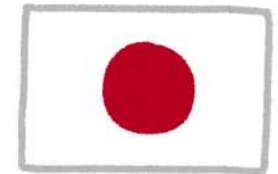


信託は中世ヨーロッパで始まりました。

領主が信頼できる人に家族や領地を預け、十字軍遠征に行ったことが始まりと言われています。

日本では大正11年に「信託法」が制定されました。

しかし、実質的な改正がなく、あまり利用されないまま80年が経過していました。



# 平成18年の信託法改正

## 受託者の義務

- ・ 善管注意義務 : 自分のもものように管理する
- ・ 忠実義務 : 信託内容に従って忠実に行う
- ・ 分別管理義務 : 自分のもものと分けて管理する



## 倒産隔離機能

受託者が倒産しても、信託財産には影響しない

# 信託の利用場面

家族の財産を  
管理する場合



遺言書の  
代わりにする場合



贈与をする場合



# 家族の財産を管理する場合



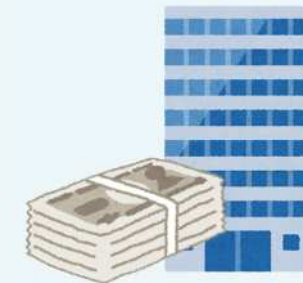
障害がある家族にかわって  
財産を管理する



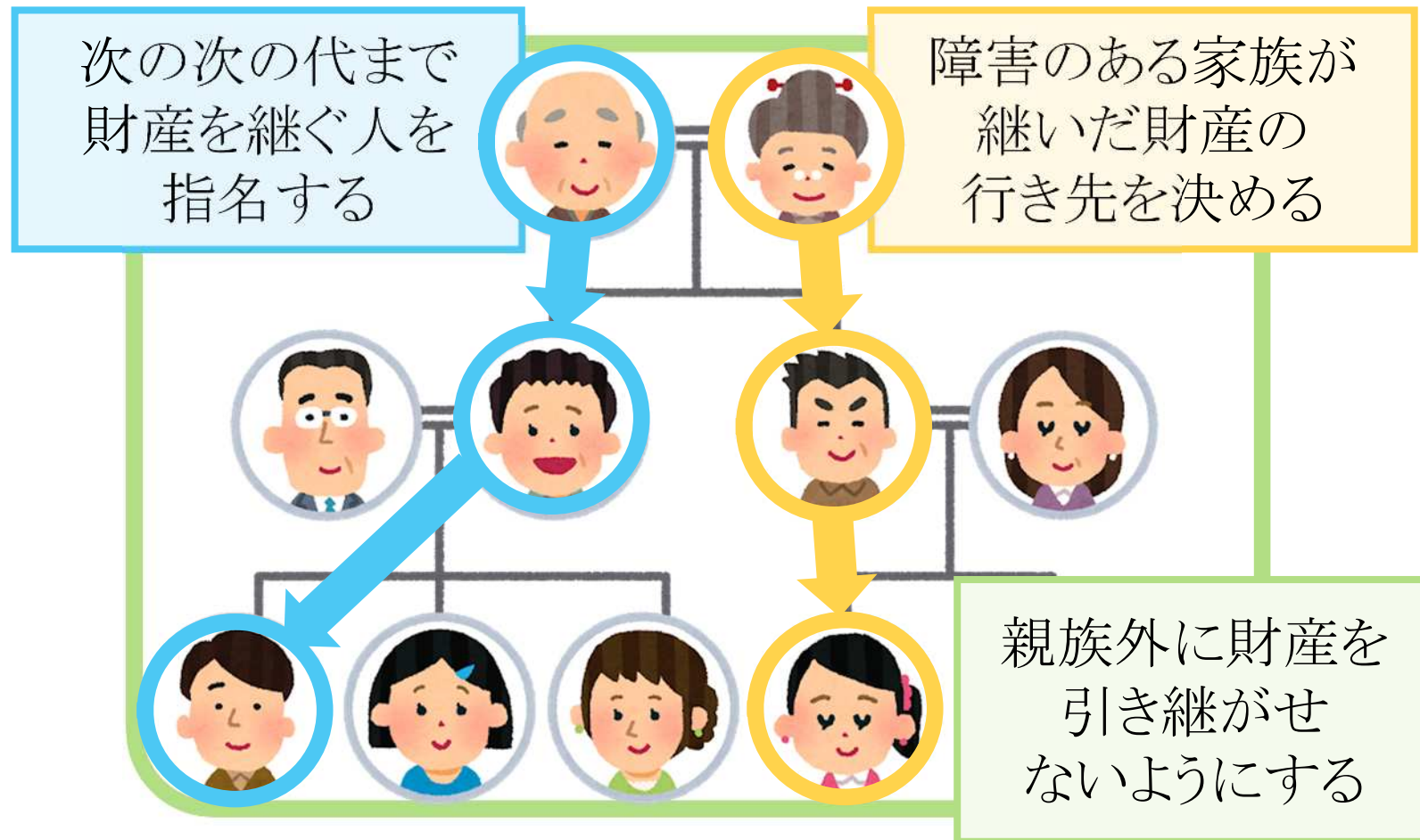
高齢の親所有の  
不動産を売却する



高齢の親に変わり  
不動産投資をする



# 遺言書の代わりにする場合



# 贈与をする場合

贈与を受けた家族が無駄遣いしないように管理する。

大きな金額を贈与すると  
浪費の心配がある。



幼い子の場合、  
贈与そのものに問題がある。



信託財産のうち受益権として現金を贈与する。

信託の場合、受益権者の同意は不要です。

# 信託の登場人物

**委託者**

財産の所有者、内容の決定者

**受託者**

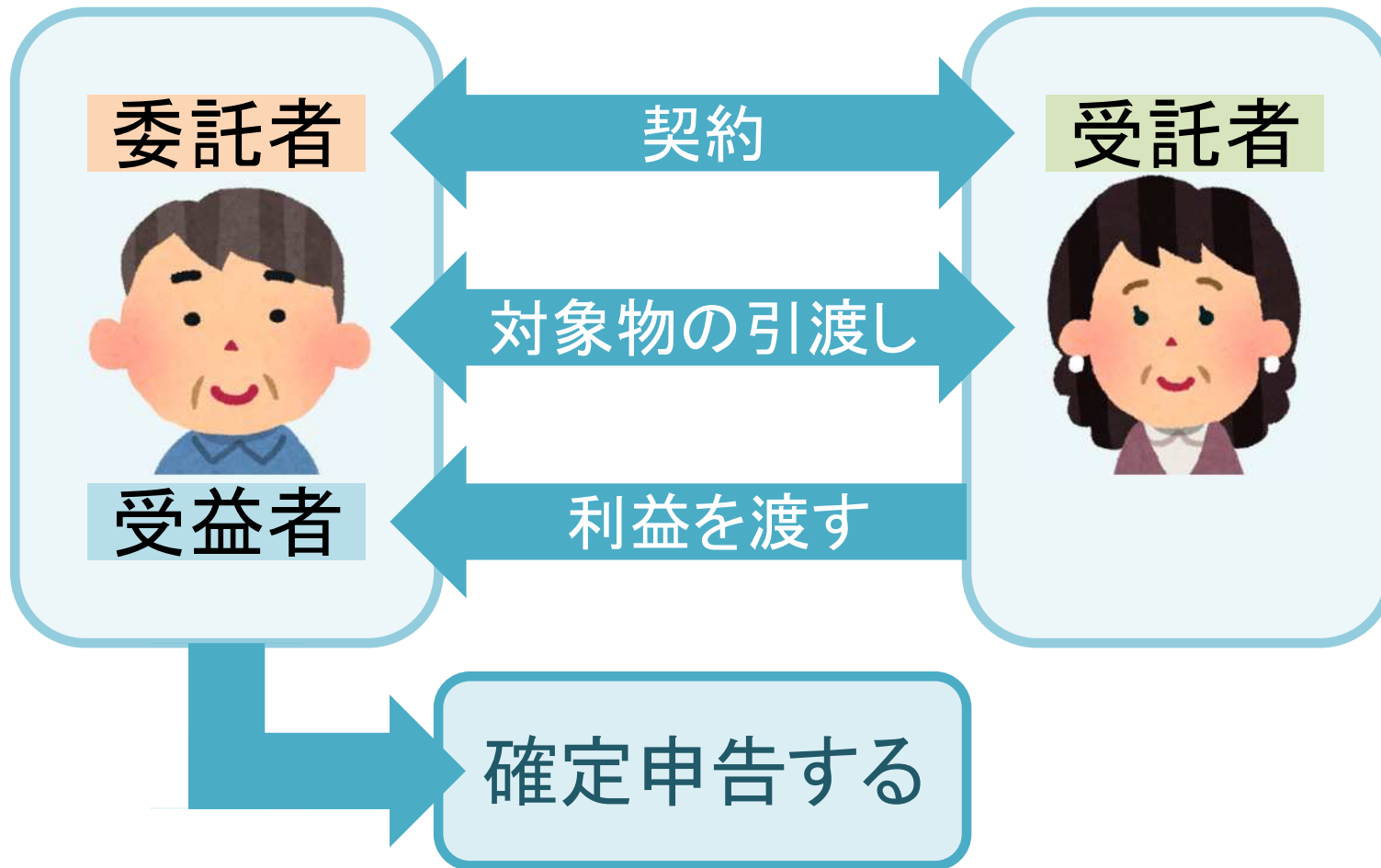
委託者から財産を託される者

**受益者**

委託された財産からの利益を受け取る人



# 信託の基本的な流れ



# 信託目的

**委託者**が信託契約により自由に設定ができます。



- 現状維持のための管理を行う
- 売却する
- 購入する
- 遺言の代わりに承継者を決める

# 信託財産

**委託者**が信託契約により決定する。

- 現金、預貯金
- 株式、投資信託
- 土地建物等の不動産



信託を行うと名義は**受託者**に変わります。

# 信託の形態

自益信託

**委託者** = **受益者** である信託

一般的な信託です。

贈与税課税はありません。



他益信託

**委託者** ≠ **受益者** である信託

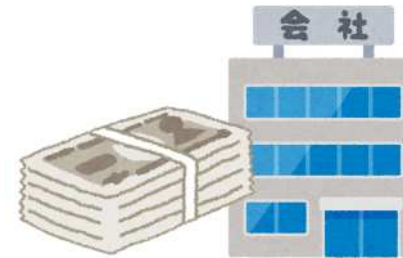
信託財産を

贈与したものとみなされます。

# 信託の種類

## 商事信託

免許を持った信託会社が**受託者**となる信託  
報酬が発生します。



## 民事信託 (家族信託)

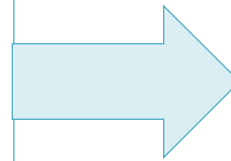
親族や知人が**受託者**となる信託  
専門家に相談して行うことが  
望ましいです。



# 信託の開始

**委託者**と**受託者**が  
合意して信託契約を締結します。

**受益者**の  
合意は不要です



一方的に利益を  
受けるだけです

他にも遺言や信託宣言によっても信託は開始します。

信託宣言では公正証書や確定日付のある証書が必要です。

# 信託の変更

受益者の変更は

**委託者**・**受託者**・**受益者**の

全員の合意が必要です。

別段の定めがあれば、  
それに従って変更できます。

いざというときに変更できる仕組みが大切です。

# 委託者が死亡した場合

信託契約は原則変更できません。

信託目的に反しない変更は  
**受託者**・**受益者**の合意で行うことができます。

<b>受益者</b> の 利益に適合する場合は	<b>受益者</b> の 利益を害さない場合は
<b>受託者</b> のみ	<b>受益者</b> のみ

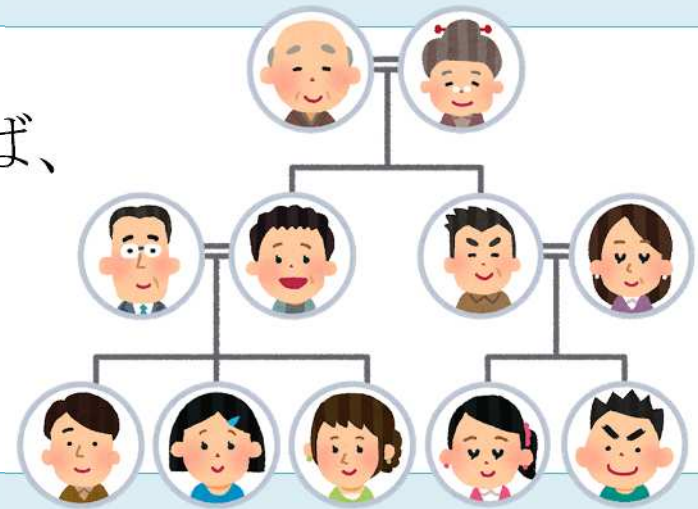
が変更できます。



# 委託者が死亡した場合

委託者の地位は  
相続人が引き継ぐと考えられます。

よって相続人全員の合意があれば、  
信託目的に反する変更を  
することができます。



生前であれば  
委託者の地位を譲渡することもできます。

## 受託者 が死亡した場合

受託者 の地位は相続されません。



次の受託者が選任されるまで  
前受託者の相続人が  
信託財産を管理します。

1年以内に次の **受託者** が選任されなければ  
信託は強制的に終了します。

# 受託者が死亡した場合

別段の定めが

ある場合

その定めに従って  
**受託者**を選任します。



ない場合

**委託者**と**受益者**の  
合意で**受託者**を  
選任します。

**委託者**がない場合は  
**受益者**が単独で  
選任します。

# 信託を開始した時の課税関係

## 受託者 に対し

- ・ 不動産取得税、贈与税、相続税は課税されません。
- ・ 名義変更の登録免許税0.4%は課税されます。

## 委託者 と 受益者 が異なる場合には

信託財産の価額に対して  
贈与税、相続税が課税されます。



# 信託財産(受益権)の価額

信託財産(受益権)の評価は

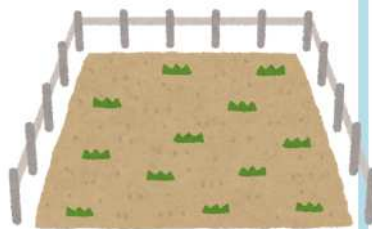
「信託された財産の価額」によって評価します。

(財産評価基本通達202条)

《例》 受益権＝土地の場合は路線価等の評価額

重要

財産を信託しても  
評価額には影響しません



# 信託期間中の課税関係 **受託者**

**受託者** に対し

信託財産の保有に関する税が課税されます。  
(固定資産税、都市計画税、自動車税等)



納付はするものの、  
実質の支払者は **受益者** となるため、  
確定申告の際は **受益者** の経費等になります。

# 信託期間中の課税関係 **受益者** ①

**受益者** に対して

- ・ 信託財産から生じる所得に対する税が課税されます。  
(所得税、住民税、事業税等)
- ・ 確定申告は **受益者** が行います。



信託をしても個人の税金は変化はありません。

## 信託期間中の課税関係 **受益者** ②

**受益者** が変更された場合

元の受益者から新しい受益者に対して  
贈与または相続により取得したものとみなして  
贈与税または相続税が課税されます。





## 信託期間中の課税関係 **受益者** ③

信託財産に債務がある場合

**受益者** が負担するものとして贈与または相続します。



相続税申告においては債務控除することができます。

确实と認められるものに限られます。(相続税法14条)

相続税対策効果を受けることができます。

# 信託の活用例 1

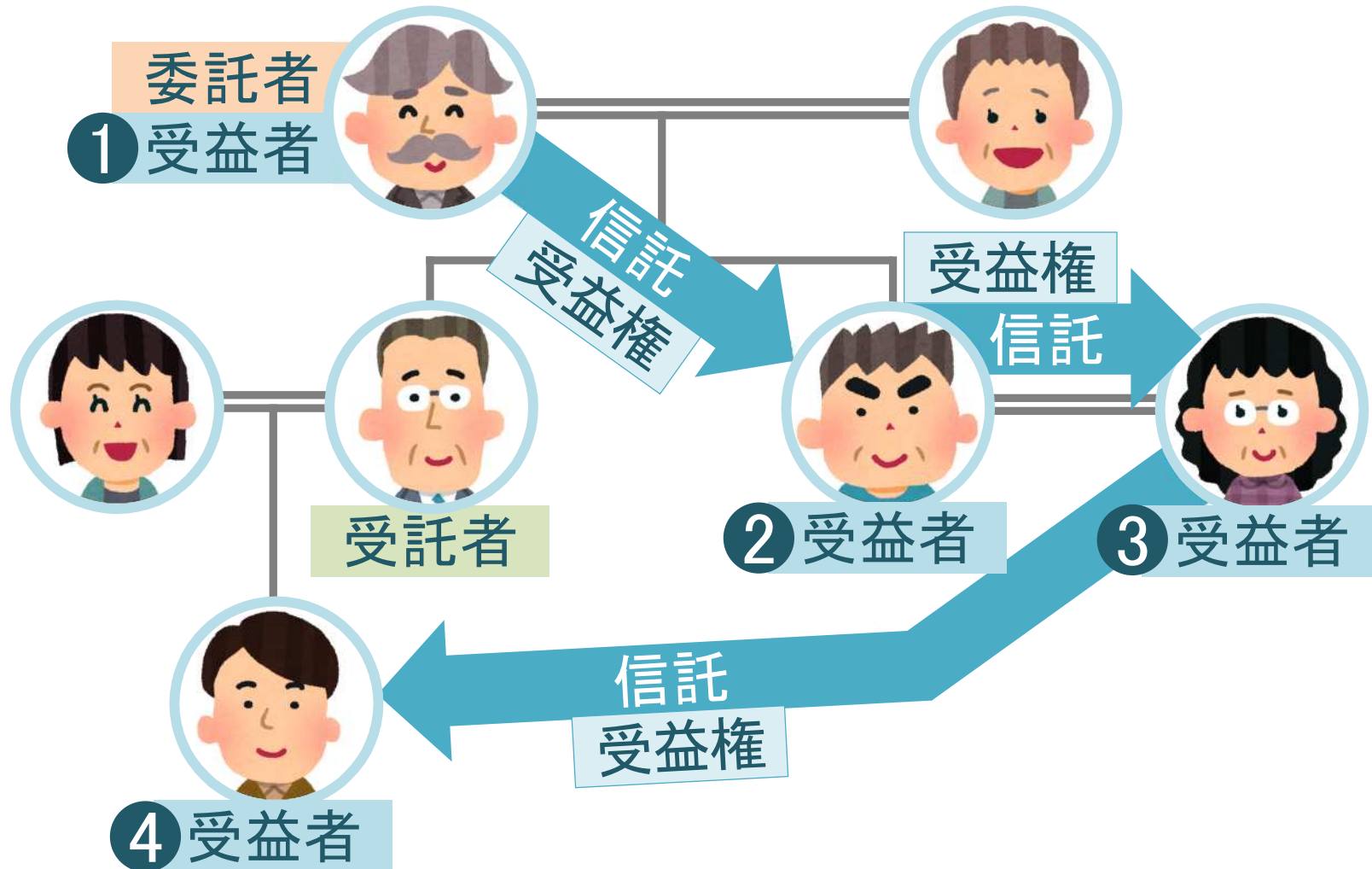
## 子供がいない夫婦の場合

- 遺言では姻族に財産が引き継がれることを防げない。
- 遺言は「点」の承継のためです。



信託では可能です。

# 信託の活用例 1



## 信託の活用例 2

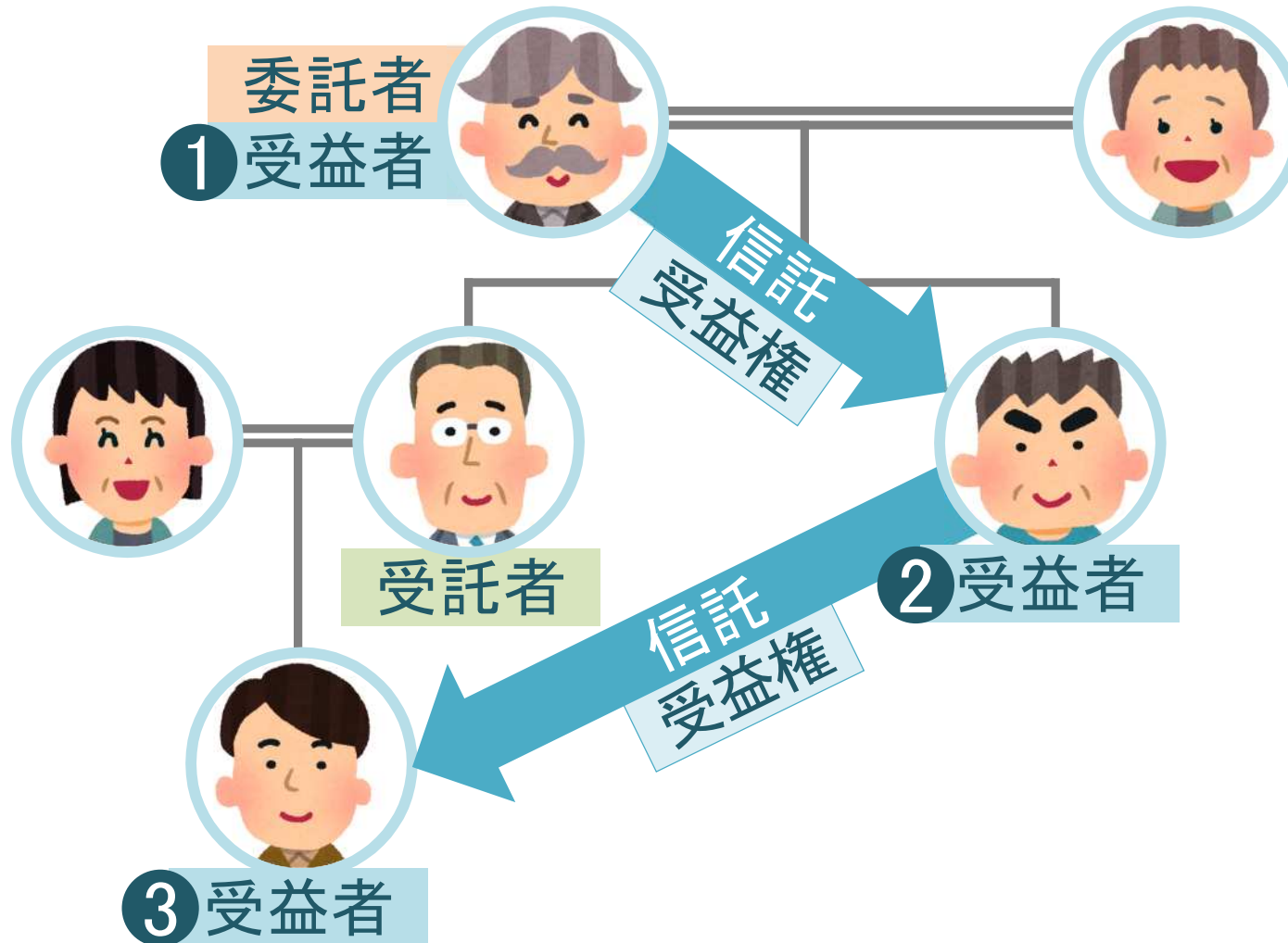
### 障がいを持つ子供が相続人の場合



- 障害の程度にもよりますが、財産管理が十分に行えない等の問題が発生します。
- 遺言では財産を渡せても管理ができません。
- 遺言は「点」の承継のためです。

信託では可能です。

# 信託の活用例 2



# まとめ

知っている人は救われます

意思能力がなくなる前に実行を

あくまでも選択肢の一つ



相談されたときに慌てないように！

